⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和８年９月25日
北陸信越地方交通審議会会長　髙瀬　達夫

沖縄地方交通審議会は、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900―8530沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　沖縄総合事務局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

令和８年９月25日
沖縄地方交通審議会会長　上原　義信

## 国家試験

**国会議員政策担当秘書資格試験合格者**

国会議員政策担当秘書資格試験委員会は、令和８年度国会議員政策担当秘書資格試験の合格者を次のとおり公告する。

令和８年９月25日
国会議員政策担当秘書資格試験委員長
伊藤　文靖

| 受験番号 | 氏名 | 受験番号 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 0001 | 秋元　幸多 | 0139 | 堀江　明 |
| 0006 | 横山　顕悟 | 0144 | 太田侑之介 |
| 0023 | 光山　拓実 | 0170 | 中山　勝盛 |
| 0048 | 平戸　遊 | 0229 | 中嶋　泰郁 |
| 0109 | 近藤　弘紀 | 0251 | 長谷川正樹 |
| 0114 | 髙橋　幸永 | 0264 | 吉村　大史 |
| 0126 | 吉岡　真紀 | 0273 | 田村　優 |

（以上14名）

# 公告

## 訟務事項

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、令和８年８月19日から１か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年９月25日　法務大臣　山下　貴司

記

氏名　井上ゆかり
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　東京第4864号
事務所の所在地　東京都杉並区西荻北三丁目19番３―201号

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、令和８年８月４日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年９月25日　法務大臣　山下　貴司

記

氏名　三浦　英夫
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　東京第2640号
事務所の所在地　東京都国分寺市南町三丁目４番12号

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、令和８年７月30日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年９月25日　法務大臣　山下　貴司

記

氏名　塩野谷　明
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　東京第2491号
事務所の所在地　東京都新宿区百人町一丁目20番３号渡辺ビル302

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、令和８年８月28日から１か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年９月25日　法務大臣　山下　貴司

記

氏名　十倉　佳久
所属する司法書士会　兵庫県司法書士会
登録番号　兵庫第1391号
事務所の所在地　兵庫県尼崎市御園町39亀田ビル６Ｆ

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、令和８年８月７日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年９月25日　法務大臣　山下　貴司

記

氏名　髙見　紀
所属する司法書士会　富山県司法書士会
登録番号　富山第344号
事務所の所在地　富山市太郎丸西町一丁目４番地１

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、令和８年８月26日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年９月25日　法務大臣　山下　貴司

記

氏名　斎藤　諒
所属する司法書士会　栃木県司法書士会
登録番号　栃木第448号
事務所の所在地　栃木県宇都宮市城東一丁目４番21号